

監査公表第18号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年3月28日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 鈴木達雄

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
市民福祉部
市民課、福祉課、こども未来課

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆、鈴木達雄

第4 監査の期間
平成28年11月7日～平成29年3月27日

第5 監査の方法
平成28年度の監査実施計画に基づき上記の部局に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、所管施設の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

市民福祉部

【市民課】

意見

平日の夜間窓口における証明書等の交付について、利用実績の少ない状況が続いている。証明書等のコンビニ交付サービスの検討に合わせ、夜間窓口の開設のあり方についても検討されたい。

【福祉課】

指摘事項

庶務事務システムの記録とタイムカードの打刻とに不整合がみられた。休暇等取得後の確認を行うとともに、人事課が示すタイムカード処理例に従い、適正な管理をされたい。

意見

財政援助団体等への補助事業の執行に当たっては、中間に事業の進捗状況を確認されたい。また、事業終了時には、補助金の効率性、有効性等の検証をされたい。

【こども未来課】

指摘事項

- 1 こども園の保育料等は、利用者の応分の負担であることから、収納率の向上を図るとともに、滞納者には未納額がふくらまないよう早めに対応されたい。
- 2 子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則に基づく必要な規則が未整備であるので、例規の見直し等をされたい。

意見

廃園となる園備品については、他の園で利用するなど有効活用を図られたい。また、施設、跡地については、廃園後、地元意見を尊重し、活用方法を検討されたい。